

令和3年6月10日

令和3年

上毛町農業委員会6月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 6月期定例総会議事録

1.日 時 令和3年6月10日（木） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 18名 欠席委員 4名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	大石敏秋	○	15番	磯田三好	○
2番	小森秀樹	○	16番	小川清志	○
3番	穴田栄一	欠	17番	奥雅樹	欠
4番	近砂熊雄	○	18番	坪根和男	欠
5番	矢岡望	○	19番	原田正朝	○
6番	奥野和浩	○	20番	東一義	○
7番	薬丸忠夫	○	21番	南雄志朗	○
8番	広崎倫孝	○	22番	山本直子	○
9番	保元保男	○			
10番	横山健一	○			
11番	松下隆光	○			
12番	上永富雄	○			
13番	向本忠久	○			
14番	宮本健一	欠			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○  
林 充彦 ○  
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第36号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第37号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

5.その他 ・非農地判断の徹底について  
・次回定例総会日程

## 会議の経過

令和3年6月10日(月)午前9時00分開会

事務局 開会の前に 本日、宮本会長から欠席の連絡をいただいております。  
上毛町農業委員会会議規則第17条の規定により、向本職務代理者に会議の進行をお願いします。

議長 皆さん、おはようございます。  
本日は、農業委員会6月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。  
本日は、宮本会長、奥委員、坪根委員から欠席の連絡がありました。  
穴田委員さんも来ておりませんが、上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から6月期定例総会を開催いたします。  
議事録署名委員の指名をいたします。議席6番奥野委員、議席7番薬丸委員を指名いたします。よろしくをお願いします。  
それでは、議案の審議に入ります。議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。  
議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。  
今期分については貸借借権60件、使用貸借権13件でございます。  
まず、貸借借権分ですが、期間は3年、4年、5年、6年、7年、8年、10年となっております。  
対象作物は水稻等でありまして面積は、田が96,245㎡です。  
筆数は60筆で貸し手が28名、借り手が14名となっております。  
賃借料でございますが、現金では反当 7,000円～13,000円となっております。  
現物では、22kg～60kgとなっております。  
次に、使用貸借権分ですが、期間は2年、3年、6年、7年、10年となっております。  
対象作物は、水稻等でありまして、面積は田が7,853㎡で畑が675㎡です。  
筆数は13筆で貸し手10名、借り手6名となっております。  
次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。  
7ページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第28号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の8ページをお願いします。

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字百留150番ほか5筆、地目は田で、面積は計4,290㎡です。

所有権を移転する方は、中間市の●●さんで、

所有権の移転を受ける方は、福岡県農業推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は10,11ページのとおりです。

申請農地は主に大字百留の整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第29号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをお願いします。

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字西友枝2126番、地目は田で、面積は1,917㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、

所有権の移転を受ける方は大字土佐井の●●さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
位置図・箇所図は15,16ページのとおりです。  
申請農地は大字西友枝の圃場整備済みの農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります何かご意見ご質問はありませんでしょうか  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第30号については、原案のとおり可決決定されました。  
続きまして、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを  
議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の17ページをお願いします。  
議案第31号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。  
契約の種類は売買で、申請農地は大字宇野82番地、地目は田で、面積は2,146㎡です。  
譲渡人は、大字宇野の●●さんで、  
譲受人は、大字宇野の●●さんです。  
譲受人の権利取得後の経営農地面積は、65,315㎡です。  
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。  
位置図・箇所図は次のページのとおりです。  
申請農地は宇野地区の県道沿いに位置する整備田です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
本案件については、穴田委員が担当ですが事務局聞いていますか。

事務局 特に問題は無いと伺ってます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第31号については、原案のとおり  
可決決定されました。  
続きまして、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを  
議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の21ページをお願いします。  
議案第32号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。  
申請農地は大字下唐原1685番62、地目は畑で、面積は495㎡です。  
申請人は、大分市大字中戸次の●●さんで、理由としては、  
一般住宅建築用地確保のためです。  
一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま  
す。  
附近農地に対する被害の有無については、隣接農地は本人所有地で、  
また、水利関係者の承諾を得ております。  
農地の区分は、300m以内にインターチェンジ出入口のある第3種農地であり、  
許可可能と判断します。  
箇所図・位置図は次のページのとおりです。  
申請農地は、大字下唐原の上毛スマートインターチェンジ入口に近い町道沿いに位置  
します。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
本案件については 宮本委員が地区担当となりますが、事務局聞いていますか。

事務局 宮本会長より特に問題は無いと聞いております。審議のほど宜しくお願  
いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第32号については、  
原案のとおり可決決定されました。  
続きまして、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定  
についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の24ページをお願いします。  
議案第33号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてござ  
います。  
申請農地は大字東下212番、地目は畑で、面積は311㎡のうち、25.34㎡です。  
申請人は、大字東下の●●さんで、理由としては、通路用地確保のためです。  
一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われ  
ます。  
附近農地に対する被害の有無については、隣接農地は本人所有地で、  
また水利関係者の承諾を得ております。  
農地の区分は、10ha以上の一団の区域内にある第1種農地ですが、隣接する宅  
地213番地の拡張として許可可能と判断します。

箇所図・位置図は次のページのとおりです。

申請農地は、大字東下の圃場整備地区に沿った町道沿いに位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、横山委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

横山委員 次の議案第34号もあるので、一緒に説明してもいいでしょうか。

事務局 34号が隣接地で第5条の申請になるのですが、よろしければ併せて説明をしたいのですが、よろしいでしょうか。

では、先に第34号の説明もさせていただきます。

26ページに航空写真があります。

中央付近の赤い四角で第4条の転用でございます。山の方にはいった2筆214・215番で親から子への所有権移転という事です。

資料の27ページの説明をしたいと思います。

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字東下214番ほか1筆、地目は畑で、面積は計1,089㎡です。

譲渡人は東下の●●さん、譲受人は同じく東下の●●さんで、●から●への贈与です。

理由としては、一般住宅及び貸し駐車場、通路用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われれます。

附近農地に対する被害の有無については、隣接農地は無く、水利関係の承諾を得ております。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない第2種農地であり、集落に接続して位置することから、例外的に許可可能と判断します。

箇所図・位置図は先ほどの議案第33号のものをご覧ください。

申請農地は、大字東下のほ場整備地区に沿った町道沿いに位置します。

第4条で入口付近を広げて、第5条で奥の●●名義の土地を●●に所有権移転して家を建てるという事です。

面積は広いですが、奥に●●の家があり、その駐車場も兼ねているということで、広がっています。

これで説明を終わります。

議長 第33号・34号の説明が終わりました。  
横山委員が地区担当となりますので、いかがでしょうか。

横山委員 5月24日に現地の立会をしまして、事務局の説明のとおりで、問題はありませんでした。  
審議のほど宜しくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第33号・34号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の28ページをお願いします。

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原1163番7号、地目は田で、面積は95㎡です。

譲り渡し人は、大字下唐原の●●さんで

譲り受け人は、同じく下唐原の●●さんです。

理由としては、一般住宅用地確保のためです。

隣接する東側の宅地を購入した方が、隣接農地の一部を転用するものです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われま

す。附近農地に対する被害の有無については、隣接農地の所有者は譲り渡し人であり、また水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、10ha以上の一団の区域内に位置する第1種農地ですが、既存施設の拡張に当たることから例外的に許可可能と判断します。

位置図・箇所図は、29,30ページをご覧ください。

申請農地は、大字下唐原の県道に沿った集落に接して位置します。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については 宮本委員が担当ですが。

事務局 特に問題はないとのことですので。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第35号については、原案の通り可決決定されました。

続きまして議案第36号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の31ページ 議案第36号をお願いします。  
令和2年度の目標及びその達成に向けて活動の点検・評価でございます。  
本年5月期の定例総会にて、審議いただいた案について  
5月10日から町ホームページにて意見募集をおこないましたところ  
意見等は寄せられませんでした。  
これにより、5月期の案のとおり決定してよろしいかお伺いするものです。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

東委員 31ページの基本構想水準到達者とはどういう意味か？  
21人はどこからだした数字なのか  
基本構想水準到達者の基準がわからない。  
新規就農は増えていない。

事務局 農林業センサスからきているということで 次回お示しができるようにしたいと思います。

議長 採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致で議案第36号については、原案のとおり可決決定されました。  
続きまして、議案第37号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを  
議題といたします。  
務局説明をお願いします。

事務局 資料の39ページ議案第37号をお願いします。  
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。  
こちら本年5月期の定例総会にて、ご審議いただいた案について  
5月10日から町ホームページにて意見募集を行いましたところ  
意見は寄せられませんでした。  
これにより、5月期の案のとおり決定してよろしいかお伺いするものです。  
以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。  
何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第37号については、

原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について、事務局お願いします。

事務局

では、その他についてご説明申し上げます。

別綴じの資料、非農地判断の徹底について等についてをご覧ください。

今年の4月の県あて文書のコピーです。

これまでの農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールにおいて、再生利用が困難な農地と判断した農地について、非農地として判断し農地台帳から除外することとされました。

しかし、これが実際には非農地判断が実行されていないとして、国から通知があり、農業委員、最適化推進委員3名以上で利用状況調査を行い、再生利用が困難と判断した農地について、直ちに非農地として農地台帳から除外することとなりました。

これを徹底しなさいと国から通知が来ています。

上毛町の場合、昨年度の実績で72筆61,820㎡が再生利用困難な農地とされています。

この72筆の農地について非農地判断を進めていくのですが、毎月報告しなければなりません。

まず1地区で実施してみて、課題等を把握したいと思います。

旧新吉富地区の方が非農地判断地区が少なく、安雲地区に3筆該当農地がありますので、まずは安雲地区で実施させていただき、結果を次回農業委員会で協議したいと思います。

いかがでしょうか。安雲の農業委員さん、急ですが宜しくお願いします。

なお、次回7月期の定例総会については7月12日(月)を予定しております。

次回は今の委員さんでの最後の定例総会となります。宜しくお願いします。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

委員の方から何かあればお願いします。

(委員なし)

それでは、これで6月期定例総会を終了します。

令和3年6月10日 午前9時40分閉会